

令和3年度 介護支援専門員実務研修 開催要綱

1 目 的

介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

山口県から指定を受けて、一般社団法人 山口県介護支援専門員協会が実施する。

3 対 象 者

- (1) 令和3年度 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した方
- (2) 令和2年度以前の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、本研修の受講が認められた方
- (3) 他の都道府県の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、本県での受講が認められた方

4 研修日程及び研修会場

【別紙1】「日程表」のとおり、A・Bコース別に実施します。

日程・コースは、同封の「介護支援専門員実務研修 受講受付票（ピンク色の用紙）」で確認してください。

講義部分は動画配信にて受講していただきます。ネット環境のない方は会場での受講をご案内いたしますので、事務局へご相談ください。演習部分は新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で密にならないよう配慮し、各演習日程日に受講していただきます。

5 受 講 料 53,900円

6 研修テキスト 8,800円（税込み）

「〈七訂第2版〉 介護支援専門員実務研修テキスト（全2冊セット）」

令和3年12月 一般財団法人長寿社会開発センター発行

※研修テキストは中央法規出版より郵送いたします。

※【 注意事項 】

- ① 上記受講料とテキスト代を合わせてご請求いたします。同封の「払込取扱票」により、令和3年12月13日（月）までに名鉄観光サービス（株）山口支店に振り込んでください。
- ② テキスト購入を希望されない方は、受講料のみとなりますので、「払込取扱票」を受講料（53,900円）に金額訂正し、納入期限内にお支払いください。
※ 長寿社会開発センター発行の〈七訂〉実務研修テキストをお持ちの方が対象となります。但し改定により追補版を配布いたします。演習初日に受付でお申し出ください。
- ③ 同封の払込取扱票を使用しない場合は、通信欄に受講番号を記入してください。
※ 受講番号は封筒・「介護支援専門員実務研修受講受付票（ピンク色の用紙）」に記載しています。
- ④ 振込み手数料は各自で負担してください。
- ⑤ 入金確認が取れた方に動画視聴、資料印刷に係るパスワードをお知らせいたします。
- ⑥ 講義では使用いたしません。参考資料として「〈七訂〉 居宅サービス計画書作成の手引き」：1,980円（税込み）も演習日に販売いたしますので、ご希望の方は購入ください。

7 受講上の留意事項及び手続き

(1) 受講申込について

- ・受講料（テキスト代）納入をもって受講受付が完了となります。同封の「介護支援専門員実務研修受講受付票（ピンク色の用紙）」に必要事項を記載の上、FAX又は郵送で研修実施機関に提出してください。
- ・受講番号は、各自で控えておいてください。

提出期限：令和3年12月12日（日）

(2) 受講の延期について

介護支援専門員実務研修は実務研修受講試験の合格年度に受講することを原則としますが、やむを得ず受講を延期し、令和4年度以降の介護支援専門員実務研修の受講を希望する場合は、「受講延期申請書（様式①）」を提出してください。

提出期限：令和3年12月12日（日）

(3) 欠席手続きについて

研修開始後に、研修課程の一部を受講できなくなったため、令和4年度以降の介護支援専門員実務研修の受講を希望する場合は、「欠席届（様式②）」を提出してください。

提出期限：判明次第速やかに提出してください。

- 注1 受講できなかった理由がやむを得ないものと認められる場合は、令和4年度に実施する研修の際に、本年度の研修での未受講課程を受講すれば研修修了となることがあります。その際は補講料がかかります。

(4) 氏名、住所等の変更の届出について

氏名、住所等の変更があった場合は、「氏名・住所等変更届（様式③）」を速やかに提出してください。

(5) 書類の届出方法について

上記各書類様式①は、FAX又は郵送、様式②③は、研修時又は郵送にて提出してください。

8 実習について

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第14報）」の特例措置に準じ、本研修のケアプラン作成演習実習及び見学実習は、感染拡大防止のため、講義・演習内で模擬ケースを基にしてアセスメントからモニタリングまでの一連のケアマネジメントプロセスを経験できるよう置き換え学習にて実施します。

9 修了証明書の交付

- (1) 全ての科目を修了された方には、一般社団法人 山口県介護支援専門員協会会長名の修了証明書を交付します。

※ 欠席、遅刻又は早退などで一部でも未受講科目があればすべての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書を交付できません。

- (2) 真にやむを得ない理由により欠席、遅刻又は早退があった場合は、その部分の補講を行い、補講受講により当該科目を受講したこととします。その際には補講料がかかります。

- (3) 受講態度が著しく悪い、他の受講者への迷惑行為を行うなどの不適切な受講状況が認められる場合や、期限までに実習報告書等の必要書類を提出されない場合は、受講を中止していただくことがあります。受講中止の場合も、全ての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書を交付できません。

10 個人情報

本研修での個人情報の取扱いは、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託契約を「名鉄観光サービス（株）山口支店」と「中央法規出版」と交わしています。

なお、本事業において、本会が取得した個人情報は、個人情報保護法および本会個人情報保護方針に基づき、安全かつ厳密に管理します。取得した個人情報は、本研修の運営にのみ使用します。

11 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、集合研修の開催が延期、受講形態が変更される場合がありますことをご了承お願いいたします。
- (2) 研修実施時期は降雪・路面凍結等による道路の通行止めや渋滞、公共交通機関の遅れなどが予想されます。できるだけ研修会場の近くに宿泊されることをお勧めします。
- (3) 新型コロナウイルス、インフルエンザの感染予防に細心の注意をお願いします。別紙「研修参加にあたってのお願い」を熟読の上、演習参加時には「研修参加時健康チェック表」を毎回持参してください。
- (4) 研修会場と食堂前のラウンジのみ飲食可能となります。山口県セミナーパーク内の食堂は、感染症拡大状況により休業の場合もあります。受講日前に山口県セミナーパークのホームページでご確認ください。また、ゴミは各自で持ち帰りください。
- (5) 会場周辺地図及び利用案内 ※【別紙2】会場案内図参照
- (6) 本研修は厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練指定講座に該当します。制度の詳細は当協会ホームページ (<https://www.y-cma.jp/index/page/id/906>) からご確認いただけます。教育訓練給付金の受給資格を受けた方は、演習初日に受給資格確認通知書の写し（コピー）を提出してください。

12 問い合わせ・連絡先

【研修制度全般、受講要件に関すること】

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班 （担当：原田）
TEL：083-933-2788

【各種様式の提出先、その他、本研修実施に関すること】

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 （担当：岡村、福本）
〒753-0072 山口県山口市大手町9-6
TEL：083-976-4468 FAX：083-976-4469
E-mail：kaisenkyo@y-cma.jp

【受講料の振込に関すること】

名鉄観光サービス（株）山口支店
〒753-0074 山口市中央3丁目1番7号 ミツイビル2階
TEL：083-923-2600